



屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成23年2月24日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第2号

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

屋外広告物条例施行規則(平成6年長野県規則第25号)の一部を次のように改正する。

別表第2の高速自動車国道関越自動車道上越線の項の次に次のように加える。

高速自動車国道中部横断自動車道	一般国道142号と立体交差する地点から高速自動車国道関越自動車道上越線との交差点まで	両側各500メートル以内。ただし、佐久都市計画に定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域の区域を除く。
-----------------	--	---

別表第2の一般国道141号の項の次に次のように加える。

一般国道142号	片貝新橋(佐久市小宮山字豆生田98番3地先)から佐久市道26-7号線との交差点まで	両側各100メートル以内
----------	---	--------------

別表第3の高速自動車国道関越自動車道上越線の項の次に次のように加える。

高速自動車国道中部横断自動車道	一般国道142号と立体交差する地点から高速自動車国道関越自動車道上越線との交差点まで	両側各1,000メートル以内
-----------------	--	----------------

附 則

この規則は、平成23年3月1日から施行する。

建築指導課



長野県告示第95号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。)の規定により、介護機関を次のとおり指定しました。

平成23年2月24日

長野県知事 阿部 守一

1 居宅介護事業者

事業の種類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
訪問介護	社会福祉法人 ころころ	長野県諏訪市高島3丁目1300番1号	訪問介護事業所 ころころ高島	長野県諏訪市高島3丁目1300番1号	平成22年12月1日
	ハートケアライフ佐久株式会社	長野県佐久市長土呂793-12	ヘルパーステーションぱんり	長野県佐久市長土呂793-12	平成22年12月1日
訪問看護	松本市	長野県松本市丸の内3番7号	松本市国民健康保険会田病院	長野県松本市会田1535番地1	平成22年12月1日
通所介護	社会福祉法人 ころころ	長野県諏訪市高島3丁目1300番1号	通所介護事業所 ころころ高島	長野県諏訪市高島3丁目1300番1号	平成22年12月1日
	有限会社寄合所文ちゃん家	長野県東御市布下45番地1	寄合所文ちゃん家	長野県佐久市布施489番地	平成22年11月1日
	ハートケアライフ佐久株式会社	長野県佐久市長土呂793-12	デイサービスセンターぱんり	長野県佐久市長土呂793-12	平成22年12月1日
短期入所生活介護	社会福祉法人 ころころ	長野県諏訪市高島3丁目1300番1号	短期入所生活介護事業所 ころころ高島	長野県諏訪市高島3丁目1300番1号	平成22年12月1日
特定施設入居者生活介護	社会福祉法人 ころころ	長野県諏訪市高島3丁目1300番1号	特定施設入居者生活介護事業所 ころころ高島2	長野県諏訪市高島3丁目1300番1号	平成22年12月1日

2 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人 ころ	長野県諏訪市高島3丁目1300番1号	居宅介護支援事業所 ころ高島	長野県諏訪市高島3丁目1300番1号	平成22年12月1日
ハートケアライフ佐久株式会社	長野県佐久市長土呂793-12	ケアプランセンターぱんり	長野県佐久市長土呂793-12	平成22年12月1日

3 介護予防事業者

事業の種類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
介護予防訪問介護	社会福祉法人 ころ	長野県諏訪市高島3丁目1300番1号	訪問介護事業所 ころ高島	長野県諏訪市高島3丁目1300番1号	平成22年12月1日
	ハートケアライフ佐久株式会社	長野県佐久市長土呂793-12	ヘルパーステーションぱんり	長野県佐久市長土呂793-12	平成22年12月1日
介護予防訪問看護	松本市	長野県松本市丸の内3番7号	松本市国民健康保険会田病院	長野県松本市会田1535番地1	平成22年12月1日
介護予防通所介護	社会福祉法人 ころ	長野県諏訪市高島3丁目1300番1号	通所介護事業所 ころ高島	長野県諏訪市高島3丁目1300番1号	平成22年12月1日
	株式会社丸屋家具	長野県塩尻市広丘吉田字道西622-3	悠悠いきいき倶楽部	長野県塩尻市広丘吉田字道西622-3	平成23年1月1日
	ハートケアライフ佐久株式会社	長野県佐久市長土呂793-12	デイサービスセンターぱんり	長野県佐久市長土呂793-12	平成22年12月1日
介護予防短期入所生活介護	社会福祉法人 ころ	長野県諏訪市高島3丁目1300番1号	短期入所生活介護事業所 ころ高島	長野県諏訪市高島3丁目1300番1号	平成22年12月1日
介護予防特定施設入居者生活介護	社会福祉法人 ころ	長野県諏訪市高島3丁目1300番1号	特定施設入居者生活介護事業所 ころ高島2	長野県諏訪市高島3丁目1300番1号	平成22年12月1日

地域福祉課

長野県告示第96号

家畜伝染病のまん延防止に関する規則に基づく指定（平成23年長野県告示第76号）により指定した区域及び家畜の種類の前について、平成23年2月21日をもってその指定を解除しました。

平成23年2月24日

長野県知事 阿 部 守 一

園芸畜産課

長野県告示第97号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成23年2月24日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
飯田市（次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 次の森林については、主伐は、択伐による。
飯田市（次の図に示す部分に限る。）
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
飯田市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐は、択伐とする。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第98号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成23年2月24日

長野県知事 阿部守一

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡松川町(以上次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。
松川町(次の図に示す部分に限る。)
- (4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡松川町(次の図に示す部分に限る。)

- (2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐とする。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第99号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成23年2月24日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下高井郡木島平村(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木島平村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県上小地方事務所告示第1号

上田地域広域連合長から申請のあった規約の変更については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の3第1項の規定により、平成23年2月14日付けで許可しました。

平成23年2月24日

長野県上小地方事務所長 堀内良人

市町村課

長野県佐久建設事務所告示第3号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成23年3月10日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所佐久北部事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年2月24日

長野県佐久建設事務所長 戸田明宏

- 1(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 142号
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
佐久市桜井字上山神220番の1地先から 佐久市伴野字山の鼻978番地先まで	旧	18.7~26.6 ^m	0.8800 ^{km}
		12.0~21.0	0.9021
同 上	新	28.6~51.6	0.8800
		12.0~21.0	0.9021

- 2(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 254号
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
佐久市桜井字上山神220番の1地先から 佐久市伴野字山の鼻978番地先まで	旧	18.7~26.6 ^m	0.8800 ^{km}
		12.0~21.0	0.9021
同 上	新	28.6~51.6	0.8800
		12.0~21.0	0.9021

道路管理課

長野県伊那建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成23年3月10日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年2月24日

長野県伊那建設事務所長 小池 厚

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 美篁箕輪線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上伊那郡箕輪町大字三日町字伴久1486番の3地先から 上伊那郡箕輪町大字中箕輪字中町12454番の1地先まで	旧	5.4~12.5 ^m	1.7608 ^{km}
		12.5~28.0	1.3131
同 上	新	12.5~28.0	1.3131

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成23年3月10日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年2月24日

長野県飯田建設事務所長 三井 宏 人

- 1(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 256号
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡阿智村清内路1548番の3地先から 下伊那郡阿智村清内路1544番の1地先まで	旧	8.7~19.5 ^m	0.1300 ^{km}
		12.1~25.6	0.1300
同 上	新	12.1~25.6	0.1300

- 2(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 256号
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡阿智村清内路1324番の6地先から 下伊那郡阿智村清内路1324番の11地先まで	旧	10.1~31.1 ^m	0.1421 ^{km}
		12.4~42.9	0.1421
同 上	新	12.4~42.9	0.1421

- 3(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 園原清内路線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡阿智村清内路1851番の5地先から 下伊那郡阿智村清内路1869番の3地先まで	旧	5.5~8.5 ^m	0.0561 ^{km}
		6.4~10.3	0.0561
同 上	新	6.4~10.3	0.0561

道路管理課

長野県北信建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成23年3月10日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所中野事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年2月24日

長野県北信建設事務所長 倉島 明 一

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 403号
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
中野市大字江部字北原41番の5地先から 中野市大字江部字畷上290番地先まで	旧	8.6~11.5 m	0.7050 km
同 上	新	10.5~13.4	0.7050

道路管理課

長野県佐久建設事務所告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成23年3月10日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所佐久北部事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年2月24日

長野県佐久建設事務所長 戸田 明 宏

- 1 路線名 142号
- 2 供用を開始する区間
佐久市桜井字上山神220番の1地先から
佐久市伴野字山の鼻978番地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成23年2月24日

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第7号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成23年3月10日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年2月24日

長野県飯田建設事務所長 三井 宏 人

長野県公安委員会告示第11号

長野県質屋営業法施行規程（平成20年長野県公安委員会告示第19号）の一部を次のように改正し、平成23年3月1日から施行します。

平成23年2月24日

様式第1号から様式第3号の2までを次のように改める。

- 1(1) 路線名 256号
- (2) 供用を開始する区間
下伊那郡阿智村清内路1548番の3地先から
下伊那郡阿智村清内路1544番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成23年2月24日
- 2(1) 路線名 256号
- (2) 供用を開始する区間
下伊那郡阿智村清内路1324番の6地先から
下伊那郡阿智村清内路1324番の11地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成23年2月24日
- 3(1) 路線名 園原清内路線
- (2) 供用を開始する区間
下伊那郡阿智村清内路1851番の5地先から
下伊那郡阿智村清内路1869番の3地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成23年3月25日

道路管理課

長野県北信建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成23年3月10日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所中野事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年2月24日

長野県北信建設事務所長 倉島 明 一

- 1 路線名 403号
- 2 供用を開始する区間
中野市大字江部字北原41番の5地先から
中野市大字江部字畷上290番地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成23年2月24日

道路管理課

長野県公安委員会委員長 花岡 勝 明

(様式第1号) (第2条関係)

処理欄	資料区分	31	取扱者 [㊟]	受理年月日		年		月		日
	受理警察署		()署							
	許可証番号			許可年月日		年		月		日

質屋許可申請書

質屋営業法第2条第1項の規定により許可を申請します。

年 月 日

長野県公安委員会 殿

申請者の氏名又は名称及び住所

㊟

氏名 又は名称	(フリガナ)										
	(漢字)										
法人等の種別	1. 株式会社 2. 有限会社 3. 合名会社 4. 合資会社 5. その他法人 6. 個人										
生年月日	西暦	明治	大正	昭和	平成	年	月	日			
	0	1	2	3	4						
住所	都道府県					市区町村					
	電話 () - 番										
本(国)籍											
営業 名称	(フリガナ)										
	(漢字)										
営業 所在地	(住所と同じ場合は、記載を要しない。)										
	都道府県					市区町村					
電話 () - 番											
種別	1. 代表者 2. 業務を行う役員 3. 法定代理人 4. 保佐人 5. 管理者										
管氏 名	(フリガナ)										
	(漢字)										
理生 年月日	西暦	明治	大正	昭和	平成	年	月	日			
	0	1	2	3	4						
者住 所	都道府県					市区町村					
	電話 () - 番										
等本(国)籍											

- (注) 1 申請者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。
 2 処理欄には記載しないこと。
 3 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

(様式第1号の2) (第2条関係)

処理欄	資料区分	3 2	取扱者 ㊦	受理年月日		年	月	日
	受理警察署		(署)					
	許可証番号			許可年月日		年	月	日

管理者等	種別	1. 代表者 2. 業務を行う役員 3. 法定代理人 4. 保佐人 5. 管理者							
	氏名	(フリガナ)							
		(漢字)							
	生年月日	西暦	明治	大正	昭和	平成	年	月	日
		0	1	2	3	4			
住所	都道府県				市区町村				
	電話 () - 番								
本(国)籍									

管理者等	種別	1. 代表者 2. 業務を行う役員 3. 法定代理人 4. 保佐人 5. 管理者							
	氏名	(フリガナ)							
		(漢字)							
	生年月日	西暦	明治	大正	昭和	平成	年	月	日
		0	1	2	3	4			
住所	都道府県				市区町村				
	電話 () - 番								
本(国)籍									

管理者等	種別	1. 代表者 2. 業務を行う役員 3. 法定代理人 4. 保佐人 5. 管理者							
	氏名	(フリガナ)							
		(漢字)							
	生年月日	西暦	明治	大正	昭和	平成	年	月	日
		0	1	2	3	4			
住所	都道府県				市区町村				
	電話 () - 番								
本(国)籍									

質物の保管 設備の概要	
----------------	--

- (注) 1 処理欄には記載しないこと。
2 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

(様式第2号の2) (第3条関係)

処理欄	資料区分	34	取扱者	印	受理年月日				年		月		日
	受理警察署		(署)	変更許可年月日			年		月		日

許可証番号													
許可年月日													
氏名	(フリガナ)												
又は名称	(漢字)												

変更事項

変更区分	1.削除 2.追加 3.訂正 4.交替												
変更年月日													

管理者等	旧	種別	1.代表者 2.業務を行う役員 3.法定代理人 4.保佐人 5.管理者											
		氏名	(フリガナ)											
		氏名	(漢字)											
	生年月日	西暦	明治	大正	昭和	平成								
		0	1	2	3	4								
	種別	1.代表者 2.業務を行う役員 3.法定代理人 4.保佐人 5.管理者												
	氏名	(フリガナ)												
	氏名	(漢字)												
	生年月日	西暦	明治	大正	昭和	平成								
		0	1	2	3	4								
住所	都道府県						市区町村							
	電話 () - 番													
本(国)籍														

変更区分	1.削除 2.追加 3.訂正 4.交替												
変更年月日													

管理者等	旧	種別	1.代表者 2.業務を行う役員 3.法定代理人 4.保佐人 5.管理者											
		氏名	(フリガナ)											
		氏名	(漢字)											
	生年月日	西暦	明治	大正	昭和	平成								
		0	1	2	3	4								
	種別	1.代表者 2.業務を行う役員 3.法定代理人 4.保佐人 5.管理者												
	氏名	(フリガナ)												
	氏名	(漢字)												
	生年月日	西暦	明治	大正	昭和	平成								
		0	1	2	3	4								
住所	都道府県						市区町村							
	電話 () - 番													
本(国)籍														

- (注)
- 1 処理欄には記載しないこと。
 - 2 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
 - 3 各「変更年月日」欄には、当該事項の変更があった年月日を記載すること。

(様式第3号) (第4条関係)

処理欄	資料区分	35	取扱者 印	受理年月日	年	月	日
	受理警察署		() 署	届出等種別	1. 廃業・解散・消滅・取消し 2. 休業 3. 死亡		

廃業
休業
死亡
許可証の返納理由書
届出書

質屋営業法第4条第2項第3項の規定により廃業の届出をします。
質屋営業法第9条第1項第2項第3項の規定により許可証を返納します。

年 月 日

長野県公安委員会 殿

届出(返納)者の氏名又は名称及び住所

印

許可証番号	
許可年月日	年 月 日
氏名又は名称	(フリガナ) (漢字)
住所	都道府県 市区町村 電話 () - 番
名称	(フリガナ) (漢字)
営業所所在地	都道府県 市区町村 電話 () - 番

廃業(解散・消滅・死亡・取消)日	年 月 日
休業期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
発見・回復日	年 月 日

返納理由	1. 質屋営業を廃止した。 2. 許可証の交付を受けた法人が合併以外の事由により解散した。 3. 許可証の交付を受けた法人が合併により消滅した。 4. 許可証の交付を受けた者が死亡した。 5. 許可が取り消された。 6. 亡失した許可証を発見し、又は回復した。
休業理由	

- (注)
- 届出(返納)者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 処理欄には記載しないこと。
 - 不要の文字は、横線で消すこと。
 - 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

(様式第3号の2) (第4条関係)

許可証番号	
許可年月日	年 月 日
氏名 又は名称	(フリガナ) (漢字)

終了 行 為 者	氏名 又は名称	(フリガナ) (漢字)
	生年月日	西暦 明治 大正 昭和 平成 年 月 日 0 1 2 3 4
	住所 又は所在地	都道 市区 府県 町村 電話 () - 番
	営業主と の続柄	
	終了行為 完了年月日	年 月 日

(注) 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

様式第4号及び様式第5号中「(名称)」を「又は名称」に改める。

様式第6号を次のように改める。

(様式第6号) (第7条関係)

処理欄	資料区分	36	取扱者 ㊟	受理年月日			年		月		日
	受理警察署		()署	再交付日			年		月		日

許可証亡失・盗難届出書
再交付申請書

質屋営業法第8条第3項の規定により許可証を亡失し、又は盗み取られた旨届け出ます。
質屋営業法第8条第4項の規定により許可証の再交付を申請します。

年 月 日

長野県公安委員会 殿

申請者の氏名又は名称及び住所

㊟

許可証番号	
許可年月日	年 月 日
氏名 又は名称	(フリガナ) (漢字)
営名 業 称	(フリガナ) (漢字)
所 在 地	都 道 市 区 府 県 町 村
	電話 () - 番

亡失又は盗難の日時	
及び場所	

再交付申請の理由	
----------	--

- (注)
- 1 申請者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 2 処理欄には記載しないこと。
 - 3 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

生活安全企画課